

# 茅野市部活動地域展開の方針

～中学校部活動から地域の多様な組織・団体による  
スポーツ・文化芸術活動へ～



茅野市・茅野市教育委員会  
令和7年（2025年）10月

## 目 次

はじめに .....	2
<b>第1章 茅野市の現状と課題.....</b>	<b>3</b>
1 少子化の現状 .....	3
2 中学校の部活動の現状 .....	3
3 茅野市の課題 .....	4
<b>第2章 基本目標と基本方針 .....</b>	<b>4</b>
1 基本目標 .....	4
2 基本方針 .....	4
<b>第3章 地域スポーツ・文化芸術の活動指針.....</b>	<b>5</b>
1 対象者と参加の範囲 .....	5
2 地域スポーツ・文化芸術活動の運営団体・実施主体・役割 .....	5
3 活動内容 .....	6
4 活動場所 .....	7
5 大会・コンクール等への参加・運営 .....	7
6 費用負担 .....	7
<b>第4章 地域展開スケジュール.....</b>	<b>8</b>
<b>第5章 その他.....</b>	<b>8</b>
1 地域展開方針の見直し .....	8
2 事務局 .....	9
3 その他 .....	9
<b>参考資料.....</b>	<b>10</b>
1 茅野市部活動地域展開協議会 .....	10
2 アンケート結果（抜粋） .....	11

学校部活動（以下「部活動」という。）は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、継続的・安定的な活動を実施してきました。また、部活動は体力や技術の向上を図る目的以外にも、好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学び場として、大きな教育的意義を有してきました。しかし、少子化が進展する中、運動部においては複数の学校と合同チームを編成するなど、これまでと同じ運営体制では活動の維持が難しく、また、教師が顧問を務める指導体制を継続することは学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

社会情勢の変化を受け、スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（以下「国のガイドライン」という。）を策定しました。その中で、新たな地域クラブ活動への展開の方向性が示され、「令和5年度から令和7年度を改革推進期間として重点的に取組みつつ、地域の実情に応じて、まずは休日の部活動の地域展開を推進する」としています。

また、長野県においては、国の動向を踏まえて令和5年2月、新たな地域クラブ活動の環境整備の方向性を検討する「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」を設置し、令和6年3月に「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を策定するとともに、新たな地域クラブ活動への展開を推進することを目的とした「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を策定しました。

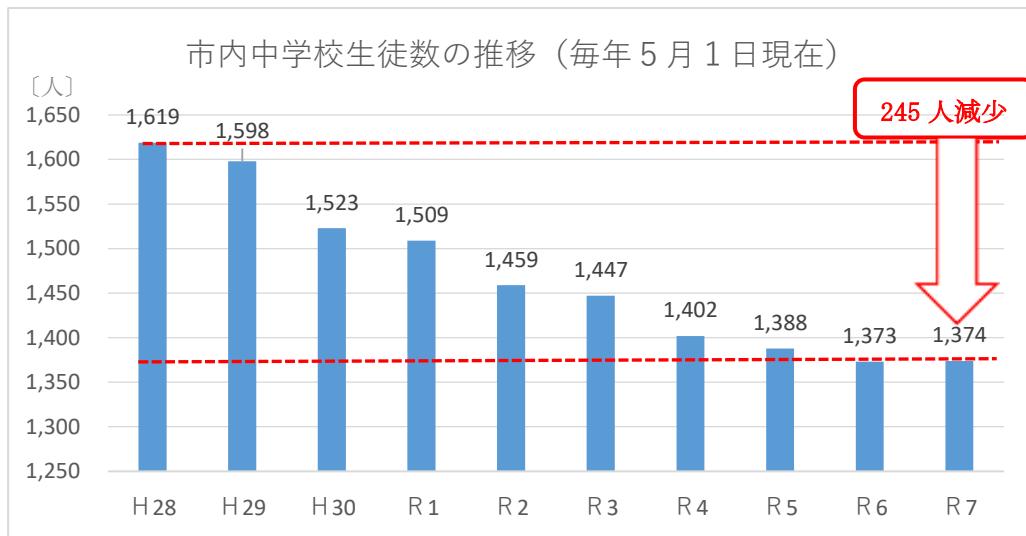
茅野市の中学校においては、国県の動向を受け、茅野市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）において、市内中学校に部活動指導員を配置し専門的指導者の確保と教師の負担軽減を進めてきました。しかしながら、生徒数の減少等により活動を継続することが困難な部活動の現状があることから、地域展開については、学校関係者と市関係者で協議を重ね、令和7年3月に、中学校関係者及び有識者による「茅野市部活動地域展開協議会」（以下「地域展開協議会」という。）を立ち上げ、地域展開で目指す姿を明らかにし、そのために必要となる地域クラブの運営や活動のほか、展開スケジュールなど、地域展開の具体的な方針をまとめました。

本方針は茅野市立中学校を主な対象としていますが、近隣の市町村とも連携しながら進めています。

# 第1章 茅野市の現状と課題

## 1 少子化の現状

少子化が進展する中、茅野市においても13～15歳の人口は、大幅に減少し、ここ10年間の推移を見ても、令和7年度は、平成28年度に比べ245人減少しました。また、最新の人口予測をみると13年後には13～15歳の人口が990人と予測され、今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予測されています。



## 2 中学校の部活動の現状

令和7年度に市内中学校に設置されている部活動数は、48部（運動部37部、文化部11部）で、部活動加入数は978名（運動部671名、文化部307名）、加入率の平均は71.1%（運動部48.8%、文化部22.3%）です。

運動部における部活動加入率を推移で見ると低下傾向にあり、今後、少子化が進むとともに加入率が減少していくと現状の部活動数の維持は難しく、集団種目は、いくつかの中学校で廃部となる可能性が高いと考えられます。



### 3 茅野市の課題

- 少子化により中学校単位で部活動を続けるのが難しく、他校と合同で活動をせざるを得ない状況や休部となる部活動が出てきている。
- 部活動に入らず民間のクラブチームや中学生を対象にしたクラブに所属する生徒もいる。
- 部活動数の減少により、生徒たちがやりたい活動を諦めざるを得ない状況も出てきている。
- 自身が活動した経験がなく、技術的な指導が困難な教職員が半数近くにのぼる。

## 第2章 基本目標と基本方針

### 1 基本目標

中学校部活動の地域スポーツ・文化芸術活動への地域展開に向け、「茅野市スポーツ推進計画」「茅野市文化芸術推進計画」を基にして、多様な組織・団体等が運営団体・実施主体となり、学校と調整を図りながら、地域を拠点としたスポーツ・文化芸術の環境づくりを進め、令和13年度までに平日を含めた完全展開を目指し令和8年度中には少なくとも休日の活動について地域展開を進めていきます。

### 2 基本方針

基本目標を実現するため、以下の方針により地域展開を進めていきます。

#### 方針1 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備

- 全ての生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境を整備する。
- 生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ事ができる機会を確保する。
- 青少年健全育成に資する活動を推進する。

#### 方針2 様々な運営団体による多様な地域スポーツ・文化芸術活動の育成、支援、展開

- スポーツ協会・スポーツ少年団に積極的な取組を要請し、活動を展開する。
- 民間事業者・企業・大学・高校等の参入を促し、多様な活動を展開する。
- 既存のクラブや文化芸術団体等のノウハウや創意工夫を取り入れる。
- 地域スポーツ・文化芸術活動を実施したい市民・保護者・団体が自主的に活動できる形態を目指す。
- 指導を望む教職員等の兼職兼業による地域クラブ活動を支援する。

### 方針3

### 適正な活動と持続可能な運営体制の構築

- 指導者研修などにより、安全で質の高い適正な指導を確保する。
- 受益者負担による自立した運営を継続できる仕組みを構築する。

### 方針4

### 地域の実情に応じた地域展開の実施

- 休日だけでなく平日の展開時期も検討し進めていく。
- 展開方法等の検証を重ね、地域の実情に応じた展開を進める。
- 近隣市町村と連絡を取り合いながら、広域的な視点で展開を進める。
- 学校の働き方改革を推進するため、地域展開の早期実施を検討する。

## 第3章 地域スポーツ・文化芸術の活動指針

### 1 対象者と参加の範囲

- 市内に在住する中学生を対象とする。
- 通学する中学校に関わらず、自分の興味関心に応じて地域スポーツ・文化芸術活動を選択し、参加することができる。
- 複数の地域スポーツ・文化芸術活動に参加することも可能であり、部活動と地域スポーツ・文化芸術活動の2つが存在する展開期間においては、両方の活動に参加することもできる。（大会やコンクール等への参加については、それぞれの地域スポーツ・文化芸術活動団体の判断による）
- 生徒は茅野市ではなく近隣市町村の地域スポーツ・文化芸術活動に参加することも可能とする。
- 近隣市町村の中学校に通う生徒が、茅野市の地域スポーツ・文化芸術活動に参加することも可能とする。

### 2 地域スポーツ・文化芸術活動の運営団体・実施主体・役割

#### （1）運営団体・実施主体の担い手

市教育委員会では、多様な組織・団体が運営団体や実施主体となることを想定しています。

- スポーツ活動では、スポーツ協会、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、保護者会、地元高校・大学などの団体
- 文化芸術活動では、合唱や音楽などの文化芸術団体のほか、公民館等で活動する地域団体、保護者会、地元高校・大学などの団体
- 市民や団体、民間事業者などが、新たに地域スポーツ・文化芸術活動団体を創設して活動していくことを想定

## (2) 市の役割

- 適正な活動が実施されるよう、地域スポーツ・文化芸術活動団体と調整を図ること。
- 生徒が、自身の興味関心に応じて地域スポーツ・文化芸術活動を選択できるよう情報提供を実施すること。
- 地域スポーツ・文化芸術活動の促進と保護者負担の軽減と地域スポーツ・文化芸術活動がしやすい環境を整えるための調整を図ること。
- 技術指導だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、勝利至上主義、行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための研修を実施すること。

## (3) 地域スポーツ・文化芸術活動団体の役割

- 国のガイドラインや本方針を遵守し、運営体制や活動目標を示した規約・運営方針等を明確にすること。
- 異年齢の集団の中で人間関係を構築し、自己肯定感、責任感及び連帯感を育むといった青少年健全育成に資する活動を実施すること。
- 専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、適切な活動を実施すること。
- 所属する指導者に対し指導者資格の取得を促すとともに、持続可能な団体運営を目指し指導者の養成に努めること。
- 保護者と連携し、持続可能な団体運営と安全で適切な指導の実施に努めること。

## (4) 保護者の役割

- 活動する子どもたちの環境を整えるため、地域スポーツ・文化芸術活動の運営に積極的に関わること。

## 3 活動内容

### (1) 種目・分野など

- 現に部活動で実施されている種目や実施方法に限らず、多様な種目・分野の活動を想定
- 生徒の自主的・自発的な活動を尊重し、他の世代向けの活動に生徒が参加するなどの交流が積極的に行われる体制の推進
- 地域展開がなされるまでの間は、合同部活動を行いながら、地域スポーツ・文化芸術活動への展開を進めることも選択肢の一つ

### (2) 休養日及び活動時間

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活が送れるよう、国・県のガイドラインに準じた次の基準を順守した活動に務めるようにします。

休養日	学校の学期中	・平日は少なくとも1日
		・週末は少なくとも1日
休養日	学校の長期休業中	・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
		・学校の学期中に準じた扱い
活動時間	平日	・生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休業期間（オフシーズン）を設ける。
	学校休業日（週末を含む）	・2時間程度 ・3時間程度

※1週間当たりの活動時間の基準⇒長くとも11時間程度

### （3）管理責任

- 活動中の事故や生徒同士のトラブル等は、地域スポーツ・文化芸術活動団体の管理責任において対応する。
- 地域スポーツ・文化芸術活動団体は、指導者や参加者等に対してケガや事故等を保障する保険への加入を義務付けるなど、管理体制の整備を行う。

## 4 活動場所

- 市内の小中学校をはじめ、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設等を活用して活動することが可能
- 民間事業者や企業、大学などが、所有するグラウンドやプール、体育館なども想定

## 5 大会・コンクール等への参加、運営

中学校体育連盟を含む各種団体が主催する大会・コンクールへの参加及び大会の運営については、地域スポーツ・文化芸術活動団体が大会要領などを確認し、判断するものとします。

## 6 費用負担

地域スポーツ・文化芸術活動団体は、将来にわたって持続可能な活動を実施するため、参加する生徒の保護者による費用負担（受益者負担）及び送迎を原則とした自立的な運営を行うこととします。

### （1）月謝・会費

- 参加者による費用負担を原則とする。
- 可能な限り参加しやすい金額設定に努める。

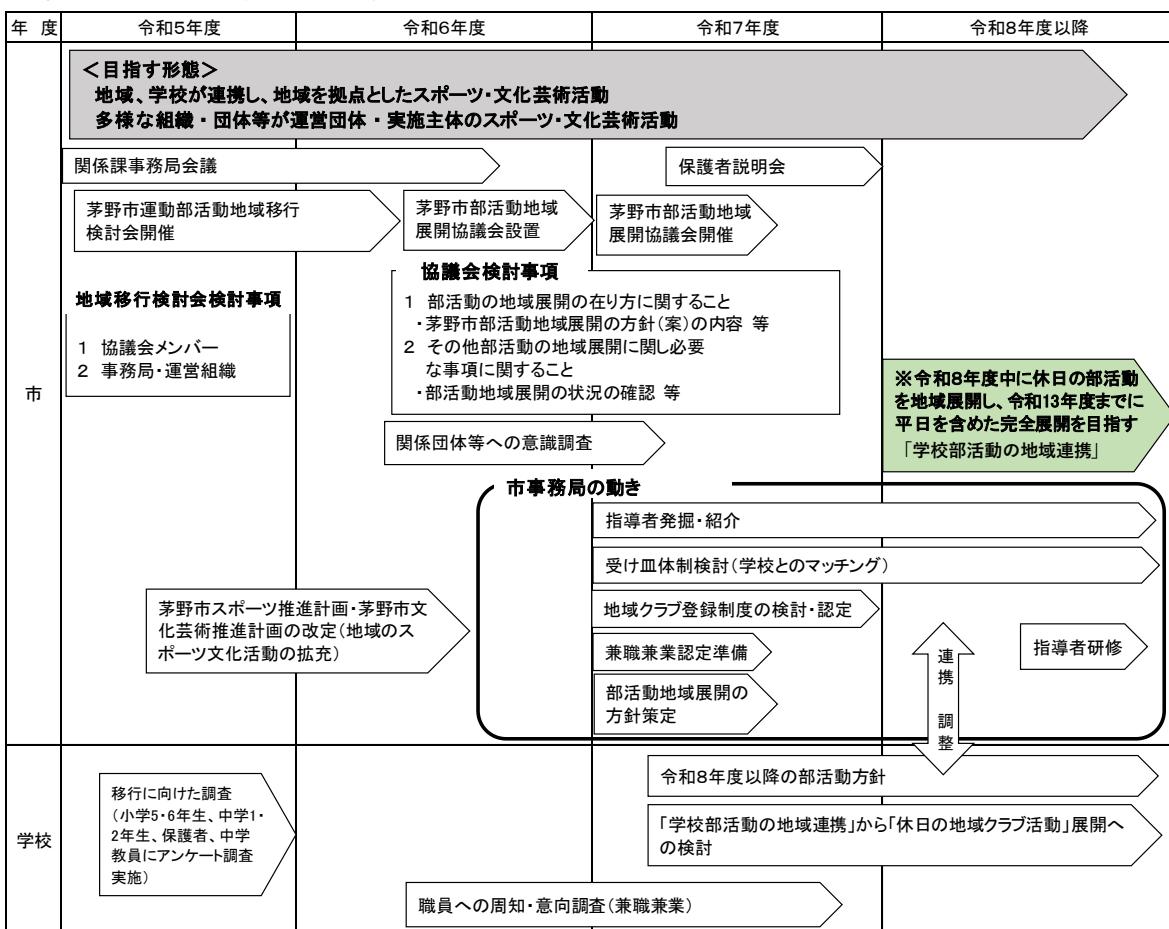
### （2）送迎

- 現在の部活動と同様に、送迎に係る負担については最小限となるよう促す。
- 保護者の送迎を基本とする。

## 第4章 地域展開スケジュール

- 国のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置付けた上で、まずは、各地域の実態に合わせて休日の部活動の地域展開を推進するとしている。
  - 長野県は都市部、山間部などの地域特性、関係団体数の地域差等を鑑み、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への展開完了を目指すとしている。
  - 市教育委員会は、令和7年3月に立ち上げた「地域展開協議会」で本方針に則った地域展開を検討していく。

## 茅野市における中学校部活動の地域展開に向けたロードマップ



第5章 その他

## 1 地域展開方針の見直し

この方針は、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』及び、令和6年3月に長野県が策定した『長野県地域クラブ活動推進ガイドライン』をもとに、地域展開協議会での検討を重ね、茅野市の実状に即した展開プランとして策定したものです。今後、国や長野県の指針・方針が改定された場合などは、必要に応じて見直しを行います。

## 2 事務局

茅野市及び茅野市教育委員会の担当部署は以下のとおりです。

部局	部・課	役割
教育委員会	こども部 学校教育課 (TEL0266-72-2101 内線 607)	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域展開協議会の設置・運営</li><li>・部活動地域展開の方針の策定</li><li>・学校との連携</li></ul>
	生涯学習部 スポーツ健康課 (TEL0266-72-8399)	<ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツ関係の指導者の紹介</li><li>・スポーツ協会、スポーツ少年団、民間団体等との連携</li><li>・安全・危機管理・コンプライアンス研修</li><li>・学校との連携</li></ul>
	生涯学習部 生涯学習課 (TEL0266-72-2101 内線 633)	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化芸術関係の指導者の紹介</li><li>・安全・危機管理・コンプライアンス研修</li><li>・文化芸術団体等との連携</li><li>・学校との連携</li></ul>
	生涯学習部 中央公民館 (TEL0266-72-3266)	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化芸術関係の指導者の紹介</li><li>・文化芸術団体等との連携</li><li>・各種講座の中学生の受入</li><li>・学校との連携</li></ul>

## 3 その他

### (1) 教職員等の兼職兼業

- 地域スポーツ・文化芸術活動での指導を希望する教職員等は、市教育委員会へ「兼職等承認願」を提出する。
- 兼業兼務が認められる場合には、報酬を受け取って指導することが可能となる。(この場合、運営団体と雇用契約又は業務委託契約を結ぶこと)
- 教職員等が新たに運営団体を立ち上げる場合も兼職兼業の手続きが必要である。

### (2) 広域との連携

今後は、諏訪 6 市町村とも情報共有しながら、広域で取り組むことも視野に入れていきます。

### (3) 情報発信

茅野市の取組等について、茅野市ホームページや広報誌への掲載、リーフレットの配布等を通じて市民に周知していきます。

## 参考資料

### 1 茅野市部活動地域展開協議会

#### (1) 茅野市部活動地域展開協議会設置要綱

令和7年3月28日  
教委告示第1号

##### (設置)

第1条 将来にわたり中学校の生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する観点から、中学校が主体であった部活動について、地域が主体となり関係者が連携して実施するための体制（以下「地域展開」という。）を検討するため、茅野市部活動地域展開協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

##### (検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 部活動の地域展開の在り方に関すること。
- (2) その他部活動の地域展開に関し必要な事項に関すること。

##### (組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから茅野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めた者

##### (任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席を求める、説明又は意見を聴くことができる。

##### (専門部会)

第7条 会長は、特に必要があると認めたときは、専門的事項を検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、協議会において決定する。

##### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会が行う。

##### (補則)

第9条 この告示に定めるものほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2 アンケート結果（抜粋）

本市における部活動の地域移行を検討するにあたり、部活動関係者の想いを把握し地域移行への基礎資料とするため、令和5年度末（令和6年2月13日～3月8日）にアンケート調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

### ➤ 回答結果（回答率）

種 別	回答者数／対象者数（人）	回答率（%）
中学校1・2年生	625／912	68.5%
中学校1・2年生の保護者	360／—	—
小学校5・6年生	824／971	84.9%
小学校5・6年生の保護者	560／—	—
中学校教員	79／	

### ➤ 集計結果 小学5・6年生

#### （1）中学生になってやってみたいスポーツ・文化芸術活動

- スポーツでは、バスケットボール（131人）、バレーボール（109人）、バドミントン（94人）、ダンス（86人）が上位
- 文化芸術では、美術（92人）、吹奏楽（60人）、合唱（40人）が上位

#### （2）やってみたい活動が中学校の部活動にない場合、地域クラブにあればやってみたいか

- 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」 363人 68.7%
- 「どちらかといえばそう思わない」 68人 12.9%
- 「まだわからない」 97人 18.4%

### ➤ 集計結果 中学生1・2年生

#### （1）取り組んでみたいスポーツ・文化芸術活動

- スポーツでは、バドミントン（51人）、バレーボール（41人）、バスケットボール（35人）が上位
- 文化芸術では、美術（21人）、吹奏楽（9人）、軽音楽（8人）、演劇（8人）が上位

#### （2）地域クラブ活動に期待すること

- 「特になし」 166人 26.7%
- 「技術力の向上や勝利、賞の取得を目指したい」 100人 16.1%
- 「技術力の向上や勝利にあまりこだわらず、仲間と一緒に楽しむことをしたい」 94人 15.1%
- 「仲間づくりをしたい」 88人 14.2%

## ➤ 集計結果 小学5・6年生保護者

### (1) 参加している活動に係る年間の活動費

- 最も多いのが、50,000円から99,999円 85人 27.0%
- 2番目が、100,000円から149,999円 63人 20.0%
- 3番目が、10,000円から49,999円 55人 17.5%

### (2) 地域クラブ活動に期待すること

- 最も期待することが「子が希望する取り組みたい種目の活動ができるここと」 420人 75.0%
- 2番目が「高いレベルの活動にこだわらず、楽しんで参加すること」 260人 46.4%
- 3番目が「子が専門的な指導を受けられること」 235人 42.0%

### (3) 地域クラブ活動への移行で心配なこと

- 最も多いのが「活動場所までの送迎の負担増」 386人 68.9%
- 2番目が「活動費用の保護者負担」 241人 43.0%
- 3番目が「指導者の適正」 225人 40.2%

## ➤ 集計結果 中学生1・2年生保護者

### (1) 現在の所属している部活動、民間クラブに係る年間の費用負担額

- 部活動で最も多いのが、10,000円から49,999円 171人 56.4%
- 民間クラブで最も多いのが、50,000円から99,999円 22人 22.9%

### (2) 地域クラブ活動に期待すること

- 最も期待することは「子が希望する取り組みたい種目の活動ができるここと」 289人 80.3%
- 2番目が「子が専門的な指導を受けられること」 188人 52.2%
- 3番目が「高いレベルの活動にこだわらず、楽しんで参加すること」 169人 46.9%

### (3) 地域クラブ活動への移行で心配なこと

- 最も多いのが「活動場所までの送迎の負担増」 232人 64.4%
- 2番目が「活動運営について、保護者の協力増への不安」 186人 51.2%
- 3番目が「活動費用の保護者負担」 164人 45.6%

## ➤ 集計結果 中学校教職員

### (1) 顧問または副顧問の部活動の指導状況

- 種目の経験があり専門的に指導できる 27人 40.3%
- 専門ではないが指導できる 10人 14.9%
- 経験がなく指導が困難 30人 44.8%

### (2) 部活動の指導の負担感

- 感じる 48人 71.6%
- 感じない 19人 28.4%

(3) 地域クラブ活動に期待すること

- 最も期待することは「専門性のある指導者による指導」「教職員の負担軽減」 それぞれ 61 人 77.2%
- 2番目が「生徒が希望する種目の充実（選択肢の増）」 47 人 59.5%

(4) 地域クラブ活動への移行で心配なこと

- 最も多いのが「指導者の質や教育的指導」 56 人 70.9%
- 2番目が「指導内容（勝利至上主義やハラスメント）」 46 人 58.2%
- 3番目が「活動場所までの移動」 42 人 53.2%

(5) 地域クラブの指導者としての関与

- 関与したい 18 人 22.8%
- 関与できない 61 人 77.2%

## 茅野市部活動地域展開の方針

令和 7 年（2025 年）10 月

発行 茅野市・茅野市教育委員会

編集 茅野市教育委員会事務局 こども部 学校教育課